

■ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 制度概要

■ 制度概要①

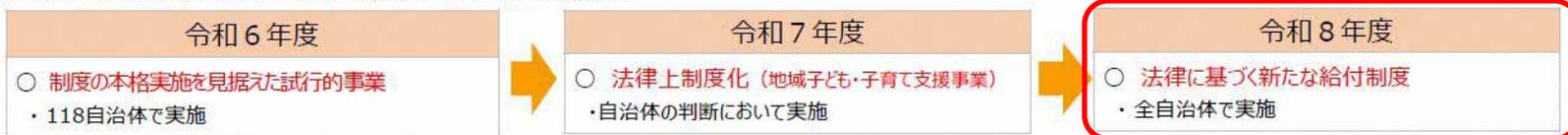
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



○ 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(※)を規定。
 (※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
 ○ 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



■ 制度概要②

こどもまんなか
こども家庭庁

【こども誰でも通園制度】令和7年度と令和8年度以降の比較表

| | 令和7年度 | 令和8・9年度 | 令和10年度以降 |
|-------------|--|--|---------------------|
| 制度 | 地域子ども・子育て支援事業 | 乳児等のための支援給付 | |
| 人員配置・設備運営基準 | 保育士1/2配置・保育所並びの設備基準等 | | |
| 利用可能時間 | 10h | 10h (R8・R9は経過措置有) ※制度の実施状況を踏まえながら、その在り方について引き続き検討 | |
| 補助・公定価格等 | 0歳児：1,300円 1歳児：1,100円 2歳児：900円 ※1時間300円を標準として利用料を徴収 | 第2回検討会等 での議論を踏まえ、 予算編成過程で 検討 | 経営状況等を踏まえ 見直しを検討 |
| 提供体制 | 自治体の手上げで実施 | 全国で実施 | |
| 研修 | 子育て支援員研修基本研修＋専門研修 (一時預かり事業・地域型保育)等 | こども誰でも通園制度に特化した研修 (R8は引き続き子育て支援員研修基本研修＋専門研修(一時預かり事業・地域型保育)で 従事可とする等の経過措置有) | |

(令和7年12月19日開催)こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会(第3回)資料より

■ 制度概要②

こどもまんなか
こども家庭庁

乳児等のための支援給付交付金（こども誰でも通園制度） 新規

成育局 保育政策課

令和8年度予算案 349億円（126億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども

【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】 一般型又は余裕活用型

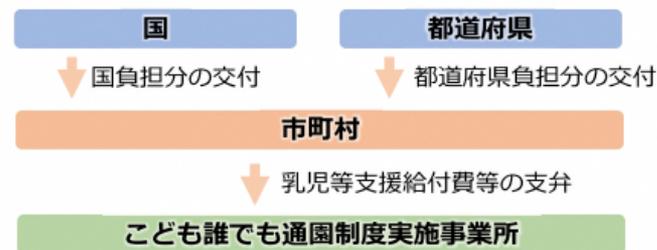
【基本単価】 こども一人1時間当たり0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円（内閣府令で定める月の利用可能時間（10時間）を上限）

【加算】 障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の充実、
初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、賃借料加算、特別地域加算、保護者支援面談加算の新設

実施主体等

【実施主体】
市町村

【負担割合】
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8



■ こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ①

○システムについて

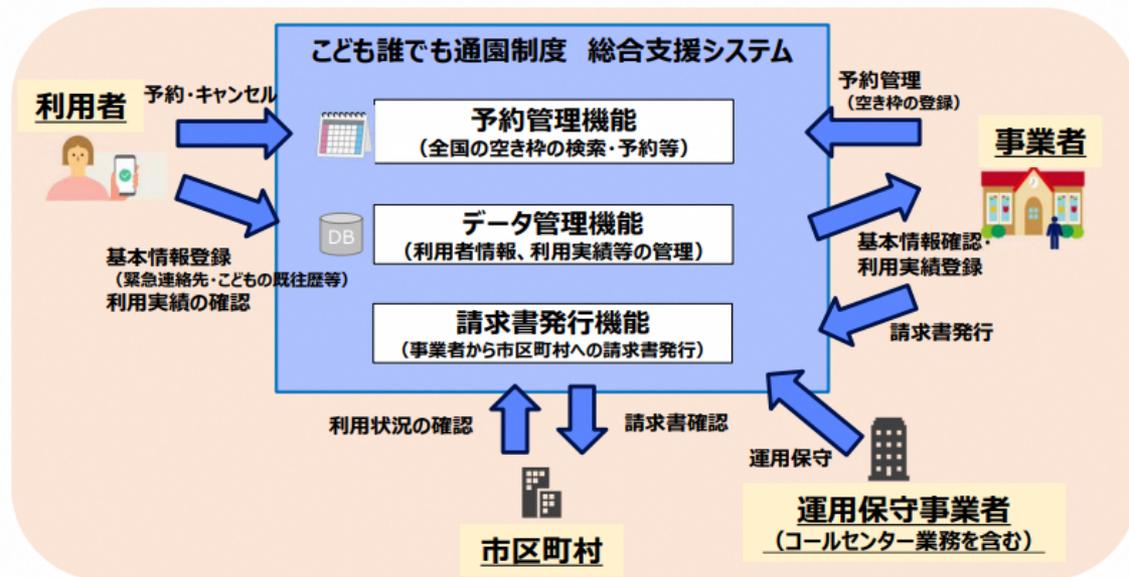
国が開発したシステムを活用することが必須になります。

こどもみんなが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度総合支援システムの概要

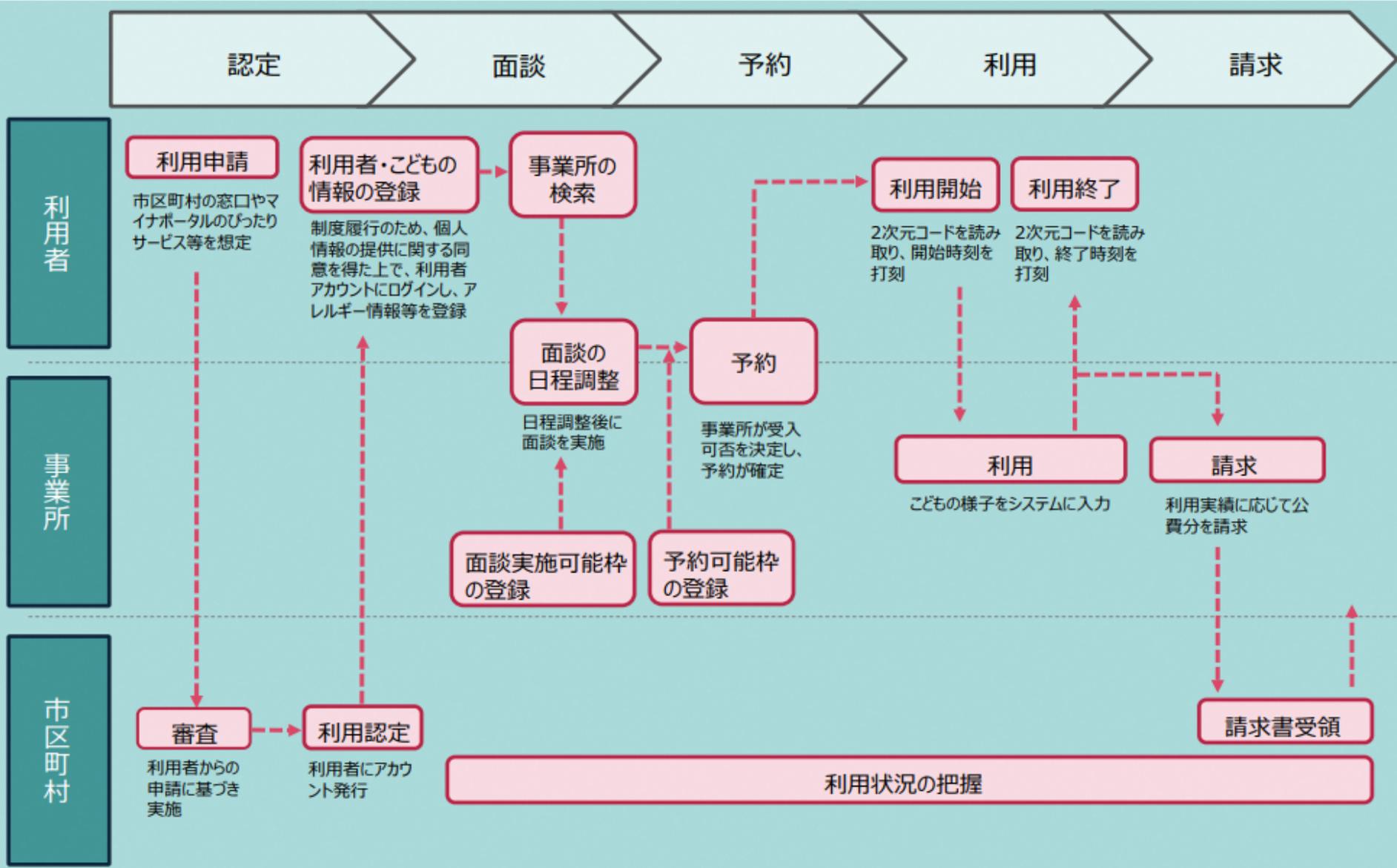
概要

- 令和7年度から、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、各市区町村・事業者・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」が運用開始。
- 総合支援システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるようになる。
- 都道府県は管轄する市区町村の利用に関する統計情報を閲覧することができる（個人情報の閲覧はできない）。



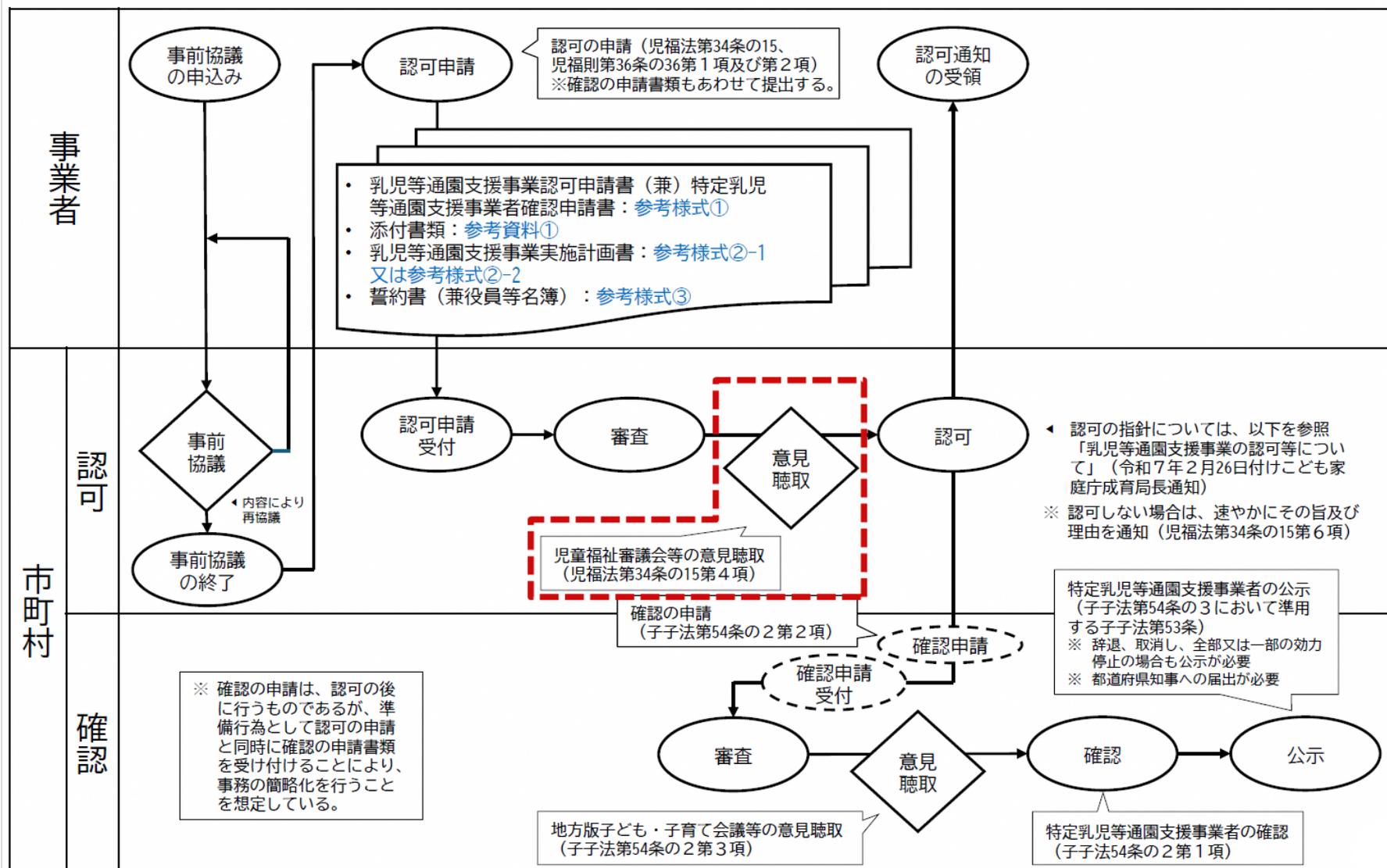
(令和7年10月10日開催)こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会(第2回)資料より

■ こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ②



■本認可審査部会の位置づけ

認可及び確認の事務において想定される事務フロー



■枚方市スケジュール(案)

| 時期 | 市 | 実施施設 | 認可審査部会 |
|--------------------|---|------------|-------------------|
| 令和7年11月 | 私立保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に意向調査 | | |
| 令和7年12月 | 実施希望施設の事前協議・現地確認 | | |
| 令和7年12月 ～令和8年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ■認可申請書類等の案内 ■書類受付、審査 | 認可申請書類等の作成 | |
| 令和8年2月9日 【本日】 | | | 令和8年度実施施設の認可に係る審議 |
| 2月下旬 | 認可手続き | | |
| 3月上旬～ | 利用申請への対応 | 受入に関する対応 | |
| 4月 | 令和8年度 施設での受入開始 | | |